

2012 年度 要望内容	回 答 内 容
1. 雇用・労働施策（4 項目） （1）公労使の積極的な連携・協力による雇用の安定化施策の強化について ①大阪版地域雇用戦略会議と位置づけた大阪雇用対策会議で雇用戦略・基本方針を策定し、関係機関が有機的連携をはかり、地域産業の振興と雇用の創出・確保に向けた雇用労働施策を強化すること。また、震災の影響でサプライチェーン寸断による代替生産が海外へシフトしないよう、大阪府のみならず関西広域連合や各団体（産官学労）とも連携をはかり、意見交換を行うフレームワーク等（例：関西経済・雇用対策会議等）について検討すること。	大阪雇用対策会議は、雇用失業情勢を抜本的に改善し、より幅広く実効ある緊急雇用対策を展開するためにはオール大阪で雇用対策に取り組む必要があるとして、平成22年2月に「大阪版地域雇用戦略会議」に位置づけるとともに、新たに近畿経済産業局、堺市、大阪商工会議所が構成団体となることで、より強力に雇用失業情勢の改善に向け取り組んでいます。 平成21年9月には、「①公労使が連携して緊急雇用対策を実施し、大阪府域の雇用失業情勢の改善を進めることにより、府民生活の安定を図ること」、「②雇用失業情勢の厳しい就職困難者について雇用の安定を図ること」を目的として、「緊急雇用対策プラン」を策定し、構成団体8者がそれぞれの役割を踏まえ、相乗効果を発揮できるよう「オール大阪」で事業連携を図りながら取組みを進めるとしました。 プランでは、取組みの基本的な考え方を「雇用情勢の悪化に対応した緊急の取組」として、雇用を「守る～雇用の維持・確保～」、雇用を「増やす～緊急雇用創出～」、雇用を「つなぐ～マッチング・人材育成促進～」に向けた取組みを進めてまいりました。 とりわけ、特に雇用失業状況の厳しい就職困難者に対する就労支援等の取組については、「障害者」、「若年者」、母子家庭の母」、「中高年齢者」等の「特に雇用失業情勢の厳しい就職困難者に対する就労支援についても、対象者ごとにきめ細かな支援を行っています。 また、平成23年度には、企業と求職者を対象としたアンケートの実施や現状の分析等による「大阪における雇用実態把握調査」を実施いたしました。 こうした取組みや調査結果をふまえ、さらに関係機関が連携を深め、雇用対策会議での取組みとして、今後の地域産業の振興と雇用の創出・確保に向けた雇用労働施策を策定し推進してまいります。 また、今後、関西広域連合への早期加入をめざすとともに、経済団体や大学等との連携による定期的な意見交換を行ってまいります。 【市民局 雇用・勤労施策課】
②雇用創出については、これまでの緊急経済対策や新成長戦略における雇用創出の基金事業に対する取り組み総括を行い、さらに介護・福祉分野の重点分野雇用創造事業は、一層の拡充をはかり、効果的な基金事	本市では、平成21年度から、国において創設された「ふるさと雇用再生基金事業」及び「緊急雇用創出基金事業」や平成22年度に新たに創設された「重点分野雇用創造事業」を活用して雇用創出をおこなっているところです。「重点分野雇用創造事業」は、介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の今後成長分野として期待される分野に特化して雇用創出と地域ニーズに応じた人材育成を図ることとされています。 平成21・22年度の3つの基金事業における新規雇用者の実績は、4,244

業については継続できるような積極的な予算措置を行うこと。	人で、平成23年度の新規雇用計画人数3,155人をあわせると3年間で約7,400人の雇用を創出することとなります。 介護・福祉分野の事業としては、平成22年度より、給料を得ながらホームヘルパーの資格取得をめざす「介護雇用プログラム」を実施しております。 平成24年度は、国の3次補正において重点分野雇用創造事業として「震災等緊急雇用対応事業」が実施されることになりましたが、大阪市においても、地域の実情に応じた事業を実施できるよう大阪府に申請し、基金を活用した事業を実施してまいります。【市民局雇用・勤労施策課】
（２）ディーセントワークの実現に向けた労働施策強化と職業能力開発の機会充実にについて ①公正労働（雇用労働における均等・均衡待遇）の実現や安心して生活のできる最低賃金水準の大幅な引き上げや良質な雇用の転換を求めた提言等を国に要請すること。 良質な雇用とは・・・期間の定めのない直接雇用を原則に、安定した賃金の確保と公正な処遇が実現された働きがいのある労働のこと	最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表で構成された「最低賃金審議会」が、賃金の実態調査結果など各種統計資料を基に、公正かつ自主的に行う審議によって出された意見（答申）を尊重して、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が決定（改定）することになっており、現在大阪の最低賃金は786円（23年9月30日改正）です。 今後とも大阪府をはじめとする関係先と連携しながら、安定した賃金の確保と公正な処遇が実現された労働の充実・強化に取り組めます。 【市民局雇用・勤労施策課】
②離職者や未就職者への就職支援体制の構築、さらに女性労働力を積極的に促進する就労支援として、官民連携で求人ニーズの高い福祉や次世代産業分野に対して、積極的に職業訓練・デュアルシステム訓練などを行い、人材育成・職業能力開発の施策を強化すること。また、行政による中間雇用施策（一時雇用）の実施など、公労使で共同運営を行う京都ジョブパーク方	大阪市では、離職者や未就職者への支援については、求人企業と求職者が直接面談することによりマッチングの効果を高め、就職に結びつけることを目的に、合同企業説明会を大阪雇用対策会議の連携・協力事業として実施しています。また、面接等の就職活動に向け、より効果を高めるため、セミナーや個別の就職相談会、福祉の仕事や職業訓練についての相談などをあわせて実施しています。 また、求職者の職業能力の向上を支援し、雇用のミスマッチを解消し雇用の安定を図るため、雇用保険未加入等のため国の教育訓練給付金が受けられない求職者を対象に、「日商簿記」等の資格取得講座を実施しています。 さらに、子育てのため十分に求職活動が行えずにいる再就職を希望する女性や母子家庭の母の就業を支援するため、「しごと情報ひろば『マザーズ』」をクレオ大阪西に平成23年4月に開設しました。 また、平成23年10月に創設された「求職者支援制度」や国・大阪府の

式等も積極的に推進すること。	職業訓練等への誘導・情報提供を「地域就労支援事業」や「しごと情報ひろば」をはじめとする、身近な場所でのきめ細かな就労相談の場を活用し、制度の普及・周知や活用の促進に向けた取組みを関係機関と連携を図りながら行っています。【市民局雇用・勤労施策課】
③就職困難層（若年層・障がい者・高齢者・母子家庭の母親・ホームレスの人・外国人労働者等）に対する地域就労支援事業は、地域労働ネットワークの関係団体とより一層の連携で労働施策の事業強化をはかること。また、パーソナルサポートのモデル事業（伴走型就労支援）については、これまでの支援機関とのネットワークを活かしたキメの細やかな支援体制を確立すること。	本市では、市内における就労支援ネットワークの総合センターの役割を果たす大阪市障害者就業・生活支援センターについて、6つの地域障害者就業・生活支援センターとこれを統括する中央センターにより、市内7地域で就労支援を実施しているところです。 また、各区保健福祉センターをはじめとした関係機関との連携のもとで地域に根ざした就労支援を行っており、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人を対象に、就労に関する相談から職場定着に至るまで、就業面及び生活面で一体的な支援を行っております。 今後とも、これらの施設や関係機関との連携の強化をはかり、障害のある人一人ひとりの状況に応じた就労支援ができるよう努めてまいります。【健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課】 高齢者の就労支援については、大阪市シルバー人材センターにおいて、就業を通じて社会参加や生きがいづくりを希望する方が、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験を有効に生かした就労の場や機会の確保を行うことにより、仕事を通じた生きがいの充実や健康づくりに努めているところです。【健康福祉局 高齢者施策部 いきがい課】 ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本とし、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、自立支援センターへの入所を図り、生活習慣の改善、心身の回復とともに、アセスメントを行い、個々の就業ニーズや職業能力に応じた支援プログラムを設定して各種施策を活用し、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。 具体的には、次のような取り組みを行います。 ・自立支援センターでは、市内の公園・道路等で起居するホームレスのうち、就労意欲・能力がある人等に対して、宿所及び食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定との連携のもとで、職業相談・職業紹介等を行うことにより、入所者の就労による自立促進を支援します。 ・全員が一旦入所するアセスメント型自立支援センターにおいて、個々の状況についてアセスメントを行い、就労自立が適当な人は就労支援型自立支援センターへ転所し、疾病や高齢等により、就労自立が困難な人は居宅保護や福祉施設入所、医療機関入院等、個人の状況に応じた支援を行います。

・自立支援センターの就労退所者に対し、アフターケアとして職場定着指導を行います。また、再び失業するような場合にも、自立支援センターにおける職業相談機能を活用し、再野宿を予防するための支援を行います。

・また、国のホームレス等就業支援事業を活用し、求人情報の提供や請負仕事の依頼を行うなど、民間事業者の協力を得ながら就労機会の拡充に努め、自立支援センターの入所者、あいりん地域の高齢日雇労働者及び住居喪失不安定就労者に対する就業支援等を行います。

【健康福祉局 生活福祉部 地域福祉課（ホームレス自立支援グループ）】

大阪市では、青年期になっても仕事につかないなど、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者を対象として、個々の状況に応じて相談から始まりスモールステップのプログラムで自立への支援を行う「若者自立支援事業 コネクションズおおさか」を実施しています。

課題を抱えた若者に、必要な支援に関する情報を届け、個々の状況に応じた支援を行っていくため、地域の身近な就業支援や福祉の相談窓口をはじめとするさまざまな関係機関とのネットワークを形成し、連携を図りながら、若者が次のステップに踏み出せるよう取り組んでまいります。

【こども青少年局 企画部 青少年課】

大阪市では、母子家庭の母等の就業を支援するため、大阪市立愛光会館において、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施しています。同センターでは、雇用先の開拓とともに、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施や無料の職業紹介など一貫した就業支援サービスを行っております。

また、より身近な地域で、きめ細かで継続的な就業相談を実施するため、各区保健福祉センターにおいて、週1、2回、ひとり親家庭等就業サポーターによる専門の就業相談窓口を開設しております。

ひとり親家庭の自立を支援するため、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた就業支援を推進してまいります。

【こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課】

本市ではこれまでから、「就職に向けた支援が必要な人」に重点を置いて取組を進めており、「地域就労支援事業」や「しごと情報ひろば」での職業相談・職業紹介をはじめさまざまな事業を実施することで、就職に向けた支援を行っています。また、これらの就業支援事業をより効果的・効率的に実施するため、大阪市雇用施策推進本部に「就職に向けた支援が必要な人の雇用推進検討部会」を設置し、「就職に向けた支援が必要な人」の支援にかかる施策間の連携をより緊密にし、一人でも多くの方が就労に結びつくよう努めております。

	現在の厳しい雇用情勢においては、働く意欲がありながらも、「就職に向けた支援が必要な人」は、一層、雇用・就業に結びつきにくい状況にあり、一般的な施策では十分カバーできないさまざまな事情を抱えています。このような方々には、何といたっても「個別処遇」を徹底するという姿勢のもとで、支援をする必要があります。 「地域就労支援事業」は「就職に向けた支援が必要な人」の就業を支援するために、市民にとって身近な施設である区役所等で巡回による就労相談を行うとともに、相談者一人ひとりに応じた就労支援メニューの提供など、雇用・就労施策をはじめとするさまざまな施策を活用しつつ関係機関と連携することにより、就職に向けた支援が必要な人の就業を支援しております。 また、本市の機関だけでなく、NPO等の地域の様々な機関との連携が不可欠であると考えており、本市の実施する就労支援事業等を通じて、「地域就労事業」について広くPRを行っているところです。今後とも、地域の関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えています。 国において、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立を希望しながら、自分の抱える問題を正確に認識できず、自分の力のみでは必要な支援にたどり着くことが困難な者に対して、個別的、継続的、制度横断的に支えるコーディネートを行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化を目指し、モデル的な取組を行う「パーソナル・サポート・モデル・プロジェクト事業」を実施しています。 本市では、複合的に問題を抱えているホームレス等に対して、パーソナル・サポーターによる、継続的な支援を行い、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止することを目指し、国からこのモデル事業の指定を受け、平成23年度から実施しています。 また、この事業を通じて、支援のための各種社会資源の連携・開拓を図り、地域において支え合えるネットワークを構築する体制の確立を目指しています。 【市民局雇用・勤労施策課、健康福祉局地域福祉課（ホームレス自立支援）】
（３）公正なワークルールの確立と相談体制の充実に向けて ①各種労働法制については、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかり、中小事業所の最低賃金や労災防止の安全対策など、大阪労	本市では、国からの労働関係法の改正等の通知に基づき、ホームページや市政だより（区版）、情報誌しごと情報ひろばなどを活用し広く周知に努めているところです。 また、全所属及び関係機関に対しても労働基準法や最低賃金などの改正等について、チラシやポスターを活用した周知依頼を行うとともに、民間企業への業務委託を行う場合など、その発注にあたり留意するよう通知しています。【市民局雇用・勤労施策課】

働局と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。さらに悪質な事業所には罰則規定を盛り込んだ条例等を検討すること。	
②労務管理や雇用形態の多様化によって個別労使紛争が増加していることから、労働相談体制の充実をはかること。	大阪市では、国や大阪府と連携し、大阪労働局や大阪府総合労働事務所での労働相談等を広報・周知しています。 また、「地域就労支援事業」や「しごと情報ひろば」での就労相談の現場では、近年相談内容が多様化・複雑化し、職場におけるトラブルなどの労働に関する相談も増加傾向にあり、適切相談場所への誘導・案内など適切な対応に努めているところです。 今後とも、国や大阪府と連携を図りながら、労働相談の充実に取り組んでまいりたいと考えています。【市民局雇用・勤労担課】
（４）仕事と生活の調和推進の実現に向けて ①仕事と家庭や地域生活との両立に向けて、次世代育成支援対策推進法に基づき、多様な働き方が定着できるよう特定事業主行動計画を推進すること。また、職員が率先垂範し、府域の市町村のモデルとして展開すること。	「大阪市特定事業主行動計画」につきましては、平成22年3月に「仕事と子育ての両立支援プラン～みんなで支えあう職場をめざして～」として「特定事業主後期行動計画」を策定したところであり、このプランでは、職員が各々の職責を十分に果たしながら、安心して子育てを行えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できる職場づくりに、大阪市全体で取り組んでいくことを目指しています。 このプランでは、具体の取組み内容として以下の項目を掲げており、策定・実施委員会において、各職場におけるプランの進捗状況等も把握しながら、プランの推進を図っていくとともに、必要に応じて職員のニーズ把握に努め、プランの見直しなども検討していきます。 ①妊娠、出産、子育てに関する諸制度の理解度の向上 ②管理職を中心とした職員全体の意識改革 ③子どもを生み育てやすい職場環境づくり ④人事管理面における支援 ⑤男性職員への育児支援 ⑥仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【総務局人事部人事課（人事グループ）】
２．経済・産業・中小企業施策（８項目） （１）新たな雇用創出に繋がる企業誘致施策の拡充について 企業誘致施策は、中小・地場企業との連携や事業拡大による新たな雇用創出が期待できることから、大型	大阪市では、市内企業の取引機会の拡大及び新産業の育成・振興、雇用機会の創出など、大阪経済の活性化に資することを目的に、国や大阪府、大阪商工会議所等とも連携しながら、助成金等のインセンティブを活用して、国内外企業の誘致活動を積極的に進めております。 今後とも、国や大阪府、大阪商工会議所等と連携しながら、ホームページ等の各種媒体や関係機関、海外事務所など様々なネットワークを活用した情報発信や国内外でのプロモーションを積極的に実施するとともに、助成金等のインセンティブの効果的なPRに努め、特区制度等も活用しながら、企業等の本社や工場、研究施設の集積促進に努めてまいります。【政策企画室企業誘致担当】

補助金や低金利融資などの積極的な諸施策を内外へアピールし、企業誘致活動を強力に推進すること。	
(2) 次世代産業の集積化に向けた積極的な投資について 関西広域連合や経済団体と積極的に連携をはかり、重点分野雇用創造事業（介護・福祉・環境エネルギー等）を強化し、立地環境に恵まれた大阪湾ベイエリアの新エネルギー産業や北大阪エリアのバイオ分野など次世代産業の集積化に向けて積極的な投資を行うこと。	エネルギー政策についての基本的な考え方は広域で検討すべきであることから、本市で先行して取り組んできた「エネルギービジョン」を取りまとめ、それを元に広域での議論に発展させたいと考えています。 そのため、本市としても広域での議論を踏まえつつ、関西電力をはじめとしたエネルギー関連企業との緊密な連携の下、エネルギーセキュリティの課題などとともに、エネルギーの効率的利用や次世代エネルギーの開発促進に関する施策を推進していきます。 具体的には、関西イノベーション国際戦略総合特区構想の中核事業として、臨海部におけるスマートコミュニティ実証事業を推進することで、バッテリーなどのエネルギー関連産業の育成・集積を図ります。 【環境局 環境施策部 環境計画課（エネルギー政策）】 大阪市では、関西の3府県及び2政令市と共同申請した「関西イノベーション国際戦略総合特区」が「国際戦略総合特区」の指定を受け、大阪・関西の新エネルギー、バイオ・医療関連のポテンシャルを活かし、「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」において、規制の特例措置の活用などにより産業の国際競争力を高め、我が国の成長の実現をめざすこととしています。【計画調整局計画部都市計画課】 本市では、「環境・エネルギー」、「健康・医療」分野など、成長が期待される分野において、経済団体とも連携を図りながら、中小企業を中心に新規参入や事業展開を支援しています。 具体的には、ロボットテクノロジーなど先端的テクノロジーの活用や「抗疲労・癒し」に関する新製品・サービス開発の促進に向けて、市場動向やビジネス情報等に関するセミナーや研究会の開催、ビジネス人材の育成、製品開発における構想策定支援、産学・産産連携による事業化プロジェクト組成につなげるための各種マッチング、大学・研究機関等との連携による新製品開発に必要な科学的根拠の取得支援、公的支援制度の活用支援などを実施しております。 さらに今年度より技術・製品・ビジネスアイデアの事業可能性検証から研究開発、試験導入までを対象として、有望な案件を掘り起こし、資金面で支援することで、次代の大阪経済を牽引する成長産業の創出を図っております。【経済局 総務部 企画課 事業グループ】 国の基金を活用した「重点分野雇用創造事業」は、介護、医療、農林、環境・エネルギー、などの成長分野において雇用創出と地域ニーズに応

	じた人材育成を図ることとしています。 本市においては、「環境・エネルギー分野」として、平成22年度は、住宅の太陽光発電設備の施工技術者を養成する事業を実施したほか、平成23年度は、「大阪市ジョブアタック事業」においても、「環境・エネルギー分野のコース」を設けるなど雇用創出に取り組んでいます。 今後とも大阪府をはじめとする関係先と連携しながら、雇用創出の充実・強化に取り組めます。【市民局雇用・勤労施策課】
(3) 地域産ブランド力の向上と第6次産業化による地域活性化について 地産・地消の推進やブランド力強化に向けて大阪産（もん）の取り組みを推進されているが、広報媒体を積極的に活用したPRを推進すること。また、第一次産業は大阪府域で就業人口は少ないものの地域振興や地域コミュニケーションの強化施策のひとつとして、主要地域に公設市場を設置し、そこを拠点とした公共サービスの事業と合わせた第6次産業化の推進を検討すること。(例：国土交通省の「道の駅」)	本市では大阪産（もん）の中でも特に大阪市なにわの伝統野菜を大阪市農業の牽引役として、積極的なPRを行っています。具体的には大阪市ホームページコンテンツの作成、伝統野菜の特徴や魅力、産地を紹介するリーフレットの作成を行っています。 大阪市の農業者は区民祭りなどの地域振興事業において農産物の販売提供を行ったり、地場野菜を活用した地域団体との交流を生かして、街中の食の関連イベントなどにも参加しております。また、発祥地の区での食育イベントなどの開催もあります。これらの場で使用する資料としてリーフレットは活用されています。 近年、注目を浴びている道の駅などの地場野菜の販売拠点を必要とするだけの生産量は大阪市域にはないものの、農業者が農業経営を持続的に行うための支援策として、漬物や菓子などの加工事業者、レストランなどの外食事業者との取引拡大を支援しています。具体的には大阪市産の農産物利用者に対する「大阪市なにわの伝統野菜認証表示制度」による認定や、食育推進事業の一貫として平成20年度より3年間実施した「ヘルシーグルメOSAKAアワード」受賞作品の商品化に取り組むことで、大阪市なにわの伝統野菜の需要拡大を図っております。また、商品化事業者のPRも本市が作成するホームページやチラシにて広報しております。なお、本市の畑作の中心である大阪市南東部においては大阪市農協が月2回朝市を開催しており、市役所玄関ホールでの食育イベントなどで本市もその様子をパネル紹介するなどの広報支援を行っております。 【経済局都市農政センター担当】
(4) 中小・地場企業とのマッチング施策の拡充について 大阪府域の地域経済活性化に向けて、産官学が連携し、既存のリーディング産業と中小企業のマッチング施策の充実をはかること。また、中小企業への積極的な支援として、商品力・技	大阪市では、本市の中小企業支援センターである大阪産業創造館において、中小企業の技術・製品開発の課題解決のために、大学や研究機関の専門家や研究者の持つシーズとマッチングし、共同研究を行うためのサポート事業を実施しています。 また、商談会・セミナー・交流会を開催するほか、豊富な経験と人脈をもつマッチングナビゲーターが、優秀な技術や製品を有する市内中小企業を訪問し、マッチングを実施するなど、中小・ベンチャー企業の販路開拓や事業提携につなげ、ビジネスチャンスの拡大を図っております。加えて、マスコミ関係者に自社の商品やニュースなどのプレスリリースができるインターネットサービスや中小企業の取り組みを紹介する広報紙の発行を通じて、商品力・技術力のPRを支援しております。

術力のPRや販売・流通経路の助成支援によって、ビジネスチャンスが拡大する施策を誘導すること。	【経済局 産業振興部 企業支援課】
(5) 元気な中小企業の積極的な支援とPRについて 中小企業庁では「元気なものづくり中小企業300社」(大阪26社)が公表され、大阪府でも中小企業の人材確保支援施策として、JOBカフェOSAKAで企業支援コンシェルジュなどの取り組みを展開しているが、技術水準の高い会社や社会貢献に優れた社会的企業など感動できる会社・大切にしたい会社への積極的な支援を行うとともに広く紹介する仕組みを構築すること。	本市の中小企業支援センターである大阪産業創造館では、専門家による相談事業や各種セミナー・商談会等を実施しており、各企業が抱える課題解決方法をパッケージ化し、専門家を中小企業に派遣する「コンサル出前一丁」等の実施や、豊富な経験を持つ企業OBが地域・企業に出向き、ニーズに対応した技術を持つ企業を発掘し、技術提携や販路開拓を支援する「ビジネスチャンス倍増プロジェクト」など、様々な支援事業を展開しております。 大阪産業創造館が発行するビジネス情報紙「b-platz press」では、関西で活躍する経営者や企業を紹介するほか、中小製造業の先進的な取り組みや事例について、「大阪ものづくり企業読本」として一冊の本にとりまとめ、大阪の中小製造業の取り組みを紹介しております。 また、大阪府中小企業技能功労者表彰において受賞された方々の卓越した技能や企業の紹介を「ものづくりめぐ. ネット」(大阪府ホームページ内)において行っています。 【経済局 産業振興部 企業支援課、産業振興課】
(6) 中小・地場企業への融資制度の拡充について 大阪の優良な中小・地場企業を力強くサポートするために、多様な融資制度を利用者の視点で迅速かつ、使いやすい融資制度に整備すること。	本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪市信用保証協会の保証を付けて融資する各種制度融資を実施しています。 とりわけ、急激な円高の進行や東日本大震災への対応等により、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者の資金調達を支援するためのセーフティネットとして、売上が減少している中小企業者向けの「経営環境対策資金融資」をはじめ、「経営安定対策資金融資」や「経営支援特別融資」など、きめ細かな対応を行っているほか、東日本大震災により業況が悪化している方を対象とした「東日本大震災関連緊急融資」にも取り組んでおります。 また、多様な資金ニーズに対応した「一般事業資金」を制度融資として実施するとともに、大阪の中小・ベンチャー企業支援拠点である大阪産業創造館と連携を強化しつつ、将来性ややる気のある企業に対する融資制度を実施しています。【経済局 産業振興部 金融課】
(7) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について	最低賃金をはじめとする賃金・労働条件の基準やその適用については、国全体の政策として実施していかなければ効果が薄く、国において定められるべきものと考えております。 一方で、本市の契約においては、業務委託の入札の方法として、雇用

公正な入札制度の確立に向けて、市町村運営を福祉の視点（行政の福祉化）から点検した総合評価入札制度について、業種の拡大をはかること。また、公契約に関する大阪府の基本スタンスを要求するとともに、川崎市をはじめ市町村に広がりを見せている公契約条例や公共サービス基本条例の制定に向けた取り組みを推進すること。 （2004 年府議会では国において基本法として判断すべき：太田知事）	の確保をはじめ環境への配慮など価格以外の要素を考慮しつつ、最も有利な相手方を落札者とする総合評価一般競争入札制度を、一部導入しており、必要に応じてこうした制度の活用を検討してまいりたいと考えております。 今後とも、公契約に関する国の動向も注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。 【契約管財局 契約部 契約制度担当】
（８）下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底について 下請けかけこみ寺の相談件数も大幅に増加し、引き続き、中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念されることから、中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底等、監督行政と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。	本市では、大阪産業創造館経営相談室（あきない・えーど）に中小企業診断士等の相談員が常駐して、下請中小企業の相談に応じており、相談内容によっては、弁護士・公認会計士・税理士・技術士等の専門家による専門相談（事前予約制）も行っております。さらに、電話や面談のほか、時間や場所にとらわれることなく２４時間受付しているオンライン相談も実施しており、各分野の専門家が原則２営業日以内に回答しております。 また、親事業者を対象に、文書による「下請中小企業への発注業務量の拡大と下請取引の適正化」の呼びかけを実施しており、９月・３月の企業決算期に合わせた呼びかけを継続して行うことで、効果的な取り組みを図っております。 今後も、公正取引委員会、近畿経済産業局、大阪府、財団法人大阪産業振興機構など関係機関との緊密な連携、情報交換に努めてまいりたいと考えております。【経済局 産業振興部 企業支援課】
３．行財政・政治・議会改革施策（５項目） （１）大都市制度のあり方と府市連携について 大都市制度のあり方については、地方自治法の抜本改正に向けた取り組みを検討されているが、地方自治制度の住民自治と団体自治	現在の大阪では、大阪市域を越えて府域までがひとつの都市圏を形成し、地域によっても実情が異なっていることから、大阪市を含めた大阪府下一体を１つの広域自治体としてとらえたうえで、地域実態に合わせた住民サービスを行っていくため、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確化したうえで、機能再編整備を行ってまいります。 このことを通じて、地域の実情にあった施策を住民自らが決定するという住民自治及びそれぞれの自治体が自治体独自の権限で施策を決定するという団体自治の充実に取り組みます。 現在、府市連携も含めた新しい自治体連携のあり方、大阪にふさわしい新たな大都市制度のあり方について、府市統合本部会議で議論を進め

の基本原則を改正する意義等について、わかりやすく説明責任を果たされること。さらに府市連携については、政策能力・効率化・民主的な政策決定・住民サービスの視点等から議会等において、慎重かつ十分な議論が尽くされること。	ているところですが、会議の様態を報道機関に全面的に公開するとともに、会議資料、議事概要をホームページに掲載するなどの情報発信を行っており、府民・市民に対する説明責任を果たすよう努めております。 また、議会等におきまして十分な議論を尽くしていただくことができるよう、議会等に対しても説明責任を果たしてまいります。 【政策企画室企画部府市再編担当】
(2) NPO等との連携を深めた新しい公共の推進と監視機能の強化について 官民協働の視点で府民・NPO・企業と連携をより深めた行政運営の推進に向けて、「新しい公共支援事業」等も積極的に活用し、市町村民のニーズに応じた公共サービスの向上をはかること。一方で、行財政改革手法の視点では、PFIや市場化テスト等は、<u>公正な入札</u>で公共サービスが継続的かつ、安心して提供されるよう監視機能を強化すること。(例：他府県でみる採算性を重視した病院事業のPFI問題)	公正な入札の執行につきましては、業務委託等の契約相手方を決定するにあたり、談合の防止、情報公開の推進や不良不適格業者の排除に努め、あわせて、適正な履行を確保するなど、公正性、透明性、競争性の確保を図ってまいります。【契約管財局 契約部 契約制度担当】 ・本市では、現在本市が実施している事務事業について、民間企業や市民活動団体の皆さんなどから広く提案を受け、競争により、公共サービスの質の向上を図り、あわせて経費の削減、職員の意識改革を進める提案競争型民間活用の取組を進めています。 ・この取組の推進にあたって、透明性、中立性及び公正性を確保するため、外部の視点から意見又は助言を求めることを目的として、学識経験者や各分野の専門家の方々からなる「大阪市提案競争型民間活用監理会議」を平成20年8月から開催しています。 ・「大阪市提案競争型民間活用監理会議」では、大阪市提案競争型民間活用基本方針の策定、対象事業の選定、事業実施にかかるモニタリング、事業実施後の評価など、提案競争型民間活用の実施に係る事項について意見又は助言を求めるものとしています。 ・適宜、大阪市提案競争型民間活用監理会議のご意見をいただき、基本方針をバージョンアップするとともに、本市の事務事業への参入に関する提案募集に寄せられた提案をもとに対象事業を選定し、進捗管理を行うなど、公平性、透明性の確保に留意しながら、今後も、大阪市の実施する公共サービスの担い手の最適化に努めてまいります。 【市政改革室 事業再構築担当】 大阪市では、広域自治体と基礎自治体が、それぞれ担うべき役割・ミッションに専念し、責任を持って意思決定する、大阪にふさわしい新しい自治の仕組みづくりを見据え、市民の安心を担う基礎自治行政について、新しい住民自治・新しい区政運営を実現するため、「新たな市政改革」に取り組んでまいります。 「新たな市政改革」の基本的な考え方として、地域の実情をよく知る地域住民が主体となることを基本とし、行政は地域住民と協働し地域の活

	動を支援することにより、多様な協働による活力ある地域社会づくりを進めます。また、行政運営においても各区各地域の実情に応じて進めることを基本に、市役所の行政運営システムを根本的に変革し、住民により身近な区長に区内の施策や事業にかかる決定権を与えるとともに、局を区長の指示のもとに動く補助組織としていく「地域のまちづくり」と「行政運営」における2つの「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）を徹底します。 さらに、行政サービスの提供にあたっては、画一的な内容にするのではなく、可能な限りバウチャー制度の活用等サービスの受け手である住民にサービス内容の選択権を委ねるなど、常に成果を意識し検証しながらPDCAサイクルを着実に回していきます。また、ムダを徹底的に排除し、民間にできることは民間に委ねるなど、施策や事業を聖域なくゼロベースで見直し、効果的・効率的な行政運営を進めることにより、スリムで確固たる行財政基盤を構築します。 【市政改革室改革方針担当】
（３）地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言について 国において「税と社会保障の一体改革」による抜本的な見直しが進められ、生活保護や国民健康保険に関わる社会保障費の負担等について議論されているが、地方税財源の充実確保の観点から市町村長会等を活用し、国に対して府とも連携をはかり、積極的に提言ならびに要請を行うこと。また、税の公平性の観点から推進されている税共通の番号制度の導入に向けては、シンポジウムや広報媒体等を通じて制度を広く周知すること。	地方が自主的・自立的な行財政運営を行うためには、社会保障と税の一体改革に係る税制の抜本改革において、地方が担う社会保障に見合った税源配分を行うことはもとより、社会保障を含めた国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その役割分担に見合った税財源配分を行うことが必要です。 そのため、本市はこれまでも、他都市と連携し、複数の基幹税からの税源移譲等による税源拡充を、国等に要望してきたところです。 今後も、大阪府等他の地方自治体と連携を図りながら、国等へ提言や要請を行ってまいります。 また、国民の皆様一人ひとりが固有の番号を取得することとなる「社会保障・税に関わる番号制度」の導入には、国民の皆様の納得と理解が必要であることから、現在、政府では平成23年度から平成24年度の２年間をかけ、全国47都道府県で「番号制度シンポジウム」を開催しているところです。 本市においても、市民の皆様への周知は必要であると考えており、国・府の動向を注視しつつ、検討してまいります。 （地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言について） 【財政局財源課税制企画グループ、政策企画室地域主権担当】 （税共通の番号制度について） 【財政局管理課管理グループ】
（４）外部評価を組み合わせた評価制度の構築と市町村への展開について	本市では、平成18年度より各所属の目標像・使命や主な経営課題ならびに、課題解決のための事業戦略を示す局経営方針（平成23年度より局・区運営方針）をベースとした行政評価に取り組んでおり、戦略と具体的取組の達成状況について、それぞれ、めざす成果（アウトカム）と業績

市町村でも行政評価を推進されているが、内部に止まることなく、議会報告まで展開されること。また、第三者による外部評価についても導入の検討を行うこと。	目標（アウトプット）を設定のうえ、それらを一体的に評価することで、個々の事務事業の評価では見えてこない大局的・戦略的な評価を行っております。 具体的な評価の仕組みとしては、各所属が前年度の取組実績などをもとに、自己点検・評価を行い、その後、市内部でも点検するとともに、局にあっては外部の有識者で構成する会議において、区にあっては区政会議において、客観的な立場から外部評価を行っており、これらの関係資料については全てホームページで公表しております。 また、この運営方針案については、予算案とともに議会報告するとともに、評価結果についても全議員に資料提供し、市会で議論いただいているところです。 今後とも、厳しい財政状況のもと、さらなる施策の選択と集中を図っていくことが重要であると認識しており、引き続き、わかりやすい目標を設定しつつ、客観的かつ効果的な評価を実施することにより、実効性のあるPDCAサイクルの推進を図ってまいります。 【市政改革室 PDCA担当】
（５）利用者の視点からみてわかりやすいホームページについて わかりやすく見て楽しいサイト、住民にもっと活用されるサイトをめざして更新されるよう、今後も行政サービスの情報提供やパブリックコメントによる行政参加等、住民とのコミュニケーションツールとしての役割・機能を充実すること。	大阪市では、これからも、JIS規格などを尊重し、アクセシビリティに配慮した、誰もが利用しやすいホームページづくりに努めます。また、便利で誰もが使いやすいホームページを作成するためのガイドラインをこれからも周知徹底し、情報提供やコミュニケーションツールとしての役割・機能を充実させていきます。 【情報公開室市民情報部広報事業担当】
４．福祉・医療施策（３項目） （１）地域医療の充実と医師の不足・偏在の解消 2011(平23)年度から2013(平25)年度を計画期間とする「地域医療再生計画（三次医療）」が現在、実施されている。特に、現状の課題である①救急、産科、小児	「地域医療再生計画」は地域における医療に係る課題を解決するための施策について都道府県が定める計画であり、大阪府におきましては、二次医療圏単位での医療機能の強化、医師の確保等の取り組み、三次医療圏単位での医療機能の強化などが進められております。 本市では、医療法の規定により都道府県が定める医療計画に基づき、初期救急医療機関である夜間休日急病診療所を7ヶ所整備し、市民病院群においては同診療所からの後送患者の受け入れを行うとともに、十三及び住吉市民病院が二次救急医療機関に、また、市立総合医療センターが三次救急医療機関になるなど、本市としての役割を果たしています。 また、産科・小児科における救急医療体制につきまして大阪府、堺市と共同し大阪府医師会をはじめ医療機関の協力を得て、妊娠、出産から新

科などの急性期医療体制の改善、②（中河内エリアや泉州エリアなどに顕著にみられる）病院勤務医の不足・偏在を解消するため、各関係機関や医科系大学と連携した具体的な医師確保対策を実施すること、③医師・看護師が継続して勤務ができるようにするための職場環境の改善など、財政措置を含め取り組むこと。	生児を対象とした緊急搬送体制の確保や24時間体制で高度な医療に対応可能な周産期緊急医療体制を整備しております。 今後とも、必要な医師の確保をはじめ、救急医療を支える仕組みづくりについて、国に要望いたしますとともに、大阪府はもとより大阪府医師会をはじめとする関係団体と連携し、救急医療体制の確保に取り組んでいきます。【健康福祉局 健康推進部 健康施策課】 市民病院においては、医療機能の維持向上を図るために、人材の「確保」「育成」「定着」を3本柱に優秀な人材の確保に取り組むとともに、医師・看護師をはじめとする資格や技能を持った職員が、その専門性を発揮できる働きやすい勤務環境やスキルアップのための研修の充実に努めております。病院勤務医については、これまで後期研修医を資質の高い医師に養成することでの本務医師としての採用や、関係大学からの医師派遣等により確保しておりますが、平成16年度の新臨床研修制度の導入を契機とした、医師の選択肢の多様化、産科・小児科をはじめとする病院勤務医師の業務繁忙、訴訟リスクの高い診療科・診療報酬の低い診療科の敬遠傾向、開業医志向の高まりなどにより、関係大学からの安定的な供給が困難な状況となっております。 市民病院としましては、若手医師に対し充実した研修環境を提供するための臨床研修カリキュラムの再構築や、処遇面における初任給調整手当や宿日直手当の改定、初期及び後期研修医を対象とした育児休業制度や部分休業制度の設置など、様々な確保対策に取り組んでおります。また、看護師については、従来から離職率が高いことに加え、平成18年4月の診療報酬改定で7対1看護が導入されたことにより、各医療機関が大幅に採用数を増加したことから全国的な看護職員不足となり、本市においても厳しい状況が続いておりましたが、2交代勤務制度の導入や新規採用者定着のためのフォローアップ研修の実施などの取り組みの効果もあり、平成22年度から総合医療センターにおいて7対1看護を導入しております。今後とも、優秀な人材の安定確保に向け、医師や看護師が安心して働き続けられる勤務環境の整備や研修環境の充実に積極的に取り組んでまいります。【病院局総務部職員課（人事グループ）】
（ア）大阪府と連携し、事業者に対する指導・監査を強化すること。また、事業所が廃止される場合には、利用者のサービス継続の確保、利用者と馴染みのある介護労働者の雇用確保について市町村も十分な支援を行うこと。事業者に対して	介護保険法の改正により、事業者の指定・指導について、大阪府から権限移譲されることから、指導・監査体制を強化して取り組んでまいります。広域的な案件については、大阪府と連携して取り組むことといたします。 事業所が廃止される場合には、利用者のサービス継続の確保のため、必要な措置を講じるよう事業者に指導するとともに、必要に応じて本市としても支援を行ってまいります。 介護保険法の改正により、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働関係法令の違反者が追加されたことから、事業者に対し、労働関係法令の

は、労働関係法規・通達の順守を周知・徹底するとともに、労働者の賃金が最低賃金を下回っている場合や、労働関係諸法規に抵触しているような場合は、事業者指定の取り消しを行うなど、厳正な指導監査を実施すること。	遵守を徹底するよう指導を行うとともに、抵触しているような場合は厳正に対応してまいります。【健康福祉局 高齢者施策部 介護保険課】
（イ）2017年度末の介護療養病床の廃止期限を踏まえ、小規模多機能型居宅介護と訪問看護などの複合型サービスの整備や、定期巡回・随時対応型サービスの充実を図ること。また、自宅での生活が可能になるための環境整備、高齢者の住まいや施設を確保し、社会的入院を段階的に解消していくための取り組みを行うこと。	平成24年度から施行される介護保険法の改正により、単身・重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるための新たなサービスとして、定期巡回・随時対応型サービスが創設されるとともに、医療ニーズの高い要介護者への支援を柔軟に行うため、複合型サービスが創設されております。 本市においては、新たな介護保険サービスが円滑に提供できるよう、今後国において示される運営基準等を踏まえ、事業者指定を行ってまいりたい。【健康福祉局 高齢者施策部 介護保険課、高齢施設課】
（ウ）高齢者の健康・体力の維持・向上をめざした地域での予防（介護）施策を充実すること。また、生きがい作りや社会活動への参加を促すための、生涯学習やスポーツなどに地域コミュニティで取り組むことができるよう、情報提供や環境整備を図ること。	国においては、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から「地域支援事業」が実施されたところです。 その中で、本市における介護予防事業を次のとおり実施しております。今後とも、各事業の円滑な実施に努めてまいります。 《介護予防事業》 ○二次予防事業 ・二次予防事業の対象者把握事業 ・通所型介護予防事業 ・訪問型介護予防事業 ○一次予防事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ○介護予防施策評価事業 【健康福祉局 健康推進部 健康づくり課】

	生涯学習情報誌「いちょう並木」を毎月発行し（12月1月は合併号）、区役所や生涯学習関連施設、地下鉄主要駅等に配置し、生涯学習に関する情報提供を行っています。 また、「いちょうネット」（生涯学習情報提供システム）を運用し、インターネットを通じて多様な生涯学習情報を提供しています。 総合生涯学習センター及び市民学習センターでは、対象年齢に制限を設けずに多くの生涯学習事業を実施しているほか、60歳以上の高齢者を対象に「いちょう大学」「いきいきセミナー」「生きがいセミナー」等を実施しており、高齢者に対してさまざまな学習機会を提供しています。 また、学習活動に役立つ資格や優れた知識・技能を有する人を「生涯学習インストラクター」「高齢者リーダー」として登録し、市民の求めに応じて紹介する事業を実施しており、地域コミュニティにおける活用を促すとともに、高齢者による学習成果の還元や社会参加の機会を提供しています。【教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当】
（ア）障がい福祉サービスの利用者負担、施設居住費・食費、自立支援医療の自己負担などについては、障がい者の負担能力に配慮して、適正かつ公平な負担とすること。また、自立支援給付に対する国庫負担基準の超過支給を行うなど、必要なサービスの利用抑制につながらないよう配慮すること。	利用者負担等については、今後増大する福祉サービスの費用について、社会全体で支えあい、安定的なサービスの提供を目指すことが障害者自立支援法の考え方の柱の一つであり、利用者の方にも一定のご負担をお願いするものですが、平成22年12月10日公布の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」において、平成24年4月1日から応能負担を原則とする障害者自立支援法の改正の施行が予定されています。 また、自立支援給付における利用者負担は、全国共通のものとして設定されており、利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、居宅で生活されている方に対する通所施設・在宅サービス等軽減、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等様々な減免措置が設けられております。軽減措置につきましては、国に対し利用者の十分な状況把握を行ったうえ、今後も実費負担の適切かつ公平な負担軽減措置を講じるよう要望してまいります。 障害福祉サービスにおいては、多くの障害者の方が利用を希望されるサービスのため、全市的に統一した基準のもと個々の状況を勘案し支給決定を行っておりますが、常時医療的ケアを伴う介護が必要な方等特段の必要性が認められる方に対しましては必要に応じて基準を超える支給決定を本市では行っている所です。 利用者本位に立ったサービスの提供が確保できるよう、国に対し、実態に見合った報酬基準を設定するとともに、障害のある方のニーズに対応できる十分な財源措置を講じるよう、引き続き、要望してまいります。 【健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課】
（イ）障害者権利条約の批	障害者権利条約には、障害のある人の機能障害の詳細に着目していくだ

准に向け、障がいのある人の社会参加を阻む物理的・心理的バリアを解消し、完全な平等を達成するために、障がいに基づくあらゆる差別を禁止する条例を制定すること。	けではなく、障害のある人も平等に持てる力を発揮して社会参加していくことができる環境の整備を重視していくという考え方や国連委員会に個人通報できる仕組みなどといった多くの要素が盛り込まれています。平成23年度には障害者基本法が改正され、障害のある人の定義や社会環境の新たな概念である合理的配慮、差別の禁止といった内容が盛り込まれました。今後、障害に基づく差別を禁止する法律の制定も予定されているところです。障害者権利条約の批准に向けた障害者制度改革を国がどのように推進していくのか注視しているところです。 【健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課】
(3) HIV／AIDS 予防施策のさらなる徹底 大阪府内でのHIV/AIDSの感染者数は今もなお増加を続けている。各市町村でもHIV/AIDSの正しい知識の普及や相談・検査体制の整備を行って来ているが、具体的に感染者数に歯止めがかかるような効果は未だ発揮されていないといわざるを得ない。 特に若年層感染者の急激な増加傾向も見られるため、まずは若年層をターゲットとした予防・啓発の効果的な取り組みを、エイズ予防週間に限らずさらに徹底し、相談・検査体制の充実を図ること。	HIV感染は、正しい知識とそれに基づく一人ひとりの注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能であるにもかかわらず、その感染者が若い世代を中心に増加を続けています。 若い世代に対する普及啓発にあたっては、性に関する意思決定や行動選択にかかる能力について形成過程にある小学校高学年から高校における学校教育を通じて、実施することが効果的であります。このため、教育委員会と連携して発達段階に応じた教育資材の作成や、実際に教育に携わる教員への研修等に取り組んでまいります。 【健康福祉局 保健所 感染症対策課（感染症グループ）】
5－① 子ども教育施策（4項目） (1) 子どもの権利に関する条例の制定 1994年5月に日本も批准した国連の「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたものであ	本市では、児童を虐待から守るため、基本理念を定め、本市、市民、保護者の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、通告にかかる対応等基本となる事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的として、平成22年12月15日大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例が公布・施行されました。 平成23年11月には、同条例の規定に基づき、平成22年度における虐待の状況等についてのとりまとめを公表しました。 今後とも、本市として関係機関と連携しながら、より一層児童虐待の発生の未然防止に取り組み、こどもの健やかな成長を支えていくため、幅広い観点から子育て支援策の充実・強化を推進してまいります。

り、日本においてもその生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保していかなければならない。大阪府内の各市町村でも、児童虐待やさまざまな搾取から子どもの権利を守るために「子どもの権利条約」の理念を踏まえた「子どもの権利に関する条例」を制定すること。	【こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課】
(2) 子育て環境の整備 大阪府および府内各市町村の努力により、保育所の待機児童数は減少傾向にある。しかし、保育所待機児童解消および保育サービスの量的拡大にむけて、保育時間の延長など更なる取り組みの強化を求める。また、ニーズが高いにも関わらず、整備が遅れている病児保育については、各区において整備・充実させること。さらに、学童保育施設についても、児童の利便と安全を考慮のうえ、小学校区に最低1ヵ所の設置が実現するよう取り組みを強化すること。	本市では、平成6年12月から「病児・病後児保育事業」を開始し、その拡充に努めております。病後児保育の対象となる児童は、病気の回復期で集団保育が困難な児童であることから、病状に応じて安静を保てるよう、また、他児童への感染を防止するため、専用の保育室・安静室等が必要となっております。 平成24年1月現在では、乳児院、児童養護施設、保育所及び医療機関29ヵ所において実施しており、このうち医療機関では、病気の回復期に至らない場合もお預かりする「病児保育」を行っています。 この間の利用実績をみますと、病中のこどもを預かってもらえ、病状の変化に対応できるという安心感がある医療機関での利用が全体的に多いという実態がございます。 したがって、今後は、こうした利用実態を踏まえ、市民ニーズや地域的なバランスを勘案しながら、医療機関を中心に整備をすすめてまいります。【こども青少年局 子育て支援部 管理課】 新たな保育ニーズへの対応につきましては、民間による保育所や認定こども園の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備、民間保育所が実施する保育ママ事業などにより計画的に進めてまいりたいと考えております。 また、本市では、子育てと仕事の両立支援を図り、多様化する保育需要に対応するため、延長保育・長時間保育、一時保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの拡充に努めるとともに、地域子育て支援拠点事業など在宅子育て家庭への支援にも努め、安心してこどもを生み育てることができる環境の整備を図っております。 今後とも、大阪市次世代育成支援行動計画に基づき、各事業の連携を図りながら、総合的な子育て支援体制の充実に努めてまいります。 【こども青少年局 子育て支援部 保育企画課】 本市では、放課後等における児童の健全育成を目的に、「児童いきいき

	放課後事業」、「子どもの家事業」、「留守家庭児童対策事業」を実施しております。 「児童いきいき放課後事業」は、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による地域や家庭での子育て機能の低下など、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化していることに対応するため、留守家庭児童を含むすべての児童の健全育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の施設を活用して事業を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。「子どもの家事業」は、地域における児童の健全育成を目的に、地域の社会福祉協議会や社会福祉法人が運営しております。「留守家庭児童対策事業」は昭和44年度から実施しており、保護者に代わり、場所・指導員等を確保し、留守家庭児童を預かる学童保育所に対して補助しております。 本市では、これらの施策により放課後における児童の健全育成に努めております。【こども青少年局 企画部 青少年課（放課後）】
（３）子育て支援関連施設の労働環境の改善 利用者のニーズが多様化している保育現場において、延長保育、一時保育、休日保育などに対応するため、保育現場で働く保育士の負担は増大している。保育ニーズの充足および保育の質を維持するためにも、また雇用対策の一環としても、各市町村の保育施設で保育士の配置数を増やせるよう、独自の予算措置による保育人材雇用支援事業を実施すること。特に、保育所の新規開設時の前倒し雇用や育児休業、退職にともなう引き継ぎ雇用のための人件費助成制度、保育士人材育成のための助成金制度などの創設を求める。	保育士の配置基準につきましては、国の児童福祉施設最低基準において定められているところですが、本市では多様化する保育ニーズに対応するため、非常に厳しい財政状況のもと国基準を上回る基準を設定するなど、鋭意その充実に努めてまいったところであります。 今後とも、保育内容の充実を図るため、他の指定都市と連携を図りながら引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。 また、本市では、法に基づく運営費や国を上回る補助金を支弁しているところであり、非常に厳しい財政状況のもと、その所要額の確保に努めているところであります。 さらに、多様化する保育ニーズに対応するためには、保育に携わる人材の養成・確保や資質の向上が極めて重要なことから、職員配置基準や勤務条件の改善など社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができる条件整備を図るため、財政措置を拡充するよう国に対して要望しているところであります。【こども青少年局 子育て支援部 保育企画課】 公立保育所におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに応えるため、これまでの実績を踏まえながら、多様な保育サービスを提供し、地域の子育て支援のために積極的な役割を果たしていく必要があり、今後ともより一層、機能充実を図ってまいりたいと考えております。 保育士の配置基準につきましては、国の児童福祉施設最低基準において定められているところですが、本市では多様化する保育ニーズに対応するため、非常に厳しい財政状況のもと国基準を上回る基準を設定するなど、鋭意その充実に努めてまいったところであります。 今後とも、保育内容の充実を図るため、他の指定都市との連携を図りながら引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。 【こども青少年局 子育て支援部 保育所運営課】

(4) 労働教育・社会教育の推進 すべての教育課程において子どもの成長段階に応じ、働くことの意義を学び、勤労観・職業観を育むための職業（キャリア）教育やものづくり教育を充実させること。 特に、インターンシップや民間企業での人材育成の取り組みも連携したプログラムを実施するなど、実践的な手法を取り入れること。また、男女平等教育、人権教育、参政権や生存権、社会システム、環境教育など、自立した社会人を育成するための社会教育の充実を図ること。	本市では平成23年3月に策定した「大阪市教育振興基本計画」の中で「子どもたち一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、コミュニケーション能力や自己理解能力・自己管理能力など、必要な基盤となる能力や態度を育成するとともに、勤労観・職業観等を育成するなど、子どもたちの発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。」と示し、キャリア教育のさらなる充実に取り組んでいます。 各小中学校、及び各特別支援学校においては、「学校教育指針」をふまえ、「キャリア教育」の全体計画及び年間計画等を作成し、より効果的なキャリア教育の推進につとめ、各校で創意工夫し教科、道徳、特別活動、「総合的な学習の時間」等で取り組みを進めています。 具体的には、子ども達の発達段階及び、学校や地域の実態に応じて、小学校（含む特別支援学校小学部）では職業講話・職場見学、キッズマーケット等の実施、中学校（含む特別支援学校中学部・高等部）においては、職場体験学習等の体験的な学習を実施しています。 また、卒業後、社会に出る生徒の多い高等学校においては、各校の特色を活かした専門教育等の中でキャリア教育に取り組んでいます。 【教育委員会事務局・指導部 中学校教育担当、初等教育担当、高等学校教育担当、特別支援教育担当】 平成12年に施行された「人権教育・啓発推進法」を受けて、大阪市では平成17年4月に「大阪市人権教育・啓発推進計画」を策定し、教育委員会においても平成17年12月「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を策定し、さまざまな人権課題の解決に向けて、「カリキュラム」「教育内容」「教育方法」や「学校・家庭・地域の連携」の重要性等を示してまいりました。 各校園においては、この実施計画に基づき、年度当初に各校の実態に応じた推進計画を作成することにより、人権教育・啓発の実践を計画的・組織的に推進しているところです。また、年度末評価を実施する中で、計画及び実践を真摯に振り返り、次年度へつなげるよう指導しております。 今後も引き続き、全学校園において、各校の実態に応じた実施計画の立案ならびに具体的な取り組みの推進に努め、男女平等教育・人権教育の深化・充実に取り組んでまいります。 【教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当】 環境教育は社会科・理科・家庭科・保健体育等において学習指導要領に沿って適切に取り組めるように教員に対して研修会等を通じて指導している。また、教育センターにおける「環境教育研修会」を年1回全校種の教員対象に実施し、指導力の向上を図っている。本年度は企業の研究員を講師に招き「食生活の変化と生物多様性」をテーマに研修を実施した。
---	---

	【教育委員会事務局 大阪市教育センター 教育振興担当】
5－② 男女平等施策（2項目） （１）「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）の取り組みの強化 男女共同参画推進のため、2011年に新しく策定された「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を広く府民に周知すること。特に施策の方向として掲げている「男女とも仕事と生活の調和を図り、心豊かな生き方ができる環境の整備」を強化し、女性の継続就業が可能な環境づくりや再就職の支援、経済的自立につながるよう取り組みを行うこと。	大阪市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「大阪市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年1月から施行しております。 また、本条例に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年を計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画－大阪市男女きらめき計画－」を平成18年3月に策定し、平成23年3月に改訂いたしました。 計画後半期(平成23年度～平成27年度)の重点的取り組みとして、「仕事と生活の調和」、「女性のライフコースに沿った自立への支援」等をあげており、企業、市民に向けた働きかけに引き続き取り組んでまいります。 男女共同参画センター(クレオ大阪)においては、起業、転職、再就職、地域活動、NPO活動、ボランティア、語学学習、キャリアプランづくり、子育てとの両立など、さまざまな分野へのチャレンジを支援するため、女性のチャレンジセミナーや女性のチャレンジ相談事業等を実施しています。また、平成23年4月には、クレオ大阪西に「しごと情報ひろばマザーズ」を開設し、子育て女性の再就職や母子家庭の母親などの就職活動にかかる相談や職業紹介を行っています。 今後とも、本条例に基づき、また、大阪府の施策とも連携しながら、本市施策の推進を図ってまいります。 【市民局 市民部 男女共同参画課】
（２）改正育児・介護休業法の周知 大阪府の女性年齢階級別労働力率や合計特殊出生率は、全国平均より低い。「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」に掲げている“男女ともに働き続けやすいまちだと思ふ府民の割合 50%以上”の数値目標達成にむけて、性別役割分担意識の解消のため、改正育児・介護休業法など、法の周知徹底を行うこと。また、男性への理解を深めるため、男性を対象としたセミナーの開催や、市のホー	改正育児・介護休業法に伴う育児参加等に関する諸制度の充実に関しては、制度改正を反映した「出産・子育てのための各種制度ガイドブック」を各所属に送付し、所属内での周知を図ったところであり、今後においても、全ての職員に諸制度の周知徹底が図れるよう取り組んでまいります。 また、男性の育児参加については、本市の「大阪市特定事業主行動計画」においても男性職員の育児支援を次世代育成支援の取組項目として掲げており、男性が子育ての始りの時期から育児にかかわるきっかけづくりが積極的な子育てへの参画を促進し、家族みんなで育児に参加する雰囲気づくりの醸成につながると考えられることから、男性の育児休業のみならず、配偶者分べん休暇の取得率等についても計画の中で数値目標を設定し、取り組んでいるところです。 【総務局人事部人事課（人事グループ）】 大阪市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「大阪市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年1月から施行しております。

ムページに育児休業を取得した男性の事例を掲載するなど、さらなる充実を求める。	また、本条例に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年を計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画―大阪市男女きらめき計画―」を平成18年3月に策定し、平成23年3月に改訂いたしました。 計画後半期(平成23年度～平成27年度)の重点的取り組みとして、「仕事と生活の調和」等をあげており、企業、市民に向けた働きかけに引き続き取り組んでまいります。 男女共同参画センター(クレオ大阪)においては、広範囲な年齢層の男性を対象に男性の育児・介護セミナー、育メンフォトコンテスト、子育ての悩みの語り場、子育てとの両立関連セミナーなど、さまざまな事業を実施し、男性の意識啓発にも取り組んでおります。 また、ワーク・ライフ・バランス推進に向け、企業、市民に向けたハンドブックを作成し、企業が実施しているワーク・ライフ・バランスの取り組み紹介や育児休業を取得したパパの記事、また、「改正育児・介護休業法」についても掲載しており、企業の人事担当者の方も参考にしていただける内容になっております。 今後とも、重点的取組として推進を図ってまいります。 【市民局 市民部 男女共同参画課】
6. 環境・まちづくり・平和人権施策（12項目） 6－① 環境対策 （1）環境3Rの施策強化 ①レジ袋削減の取り組みについて、企業及び関係団体との連携のもと協定の締結に向けた施策を講ずること。	大阪市では、平成21年12月に5事業者と大阪市・市民団体の3者で、「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」を締結しました。 平成24年度以降も引き続き市民・事業者と協働して、レジ袋削減に向けた取り組みを実施してまいります。 【環境局 環境施策部 資源循環課（啓発指導）】
②大阪府「一般廃棄物のリサイクル率」目標は21%と設定しているが、全国平均(20.3%)を大きく下回っていることから、早期に全国レベルまで達成すること。具体的には、「大阪府リサイクル社会推進会議」で策定した「リサイクルアクションプログラム」に基づく実践行動の促進を大阪府と連携し取り組みを強化する	大阪市では「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）において、平成27（2015）年度のごみ処理量を110万トンまで減量することを計画目標としており、平成22（2010）年度のごみ処理量は115万トンとなり、平成3（1991）年度のピーク時のごみ処理量217万トンに対し、約102万トンの減量となっており、ほぼ半減しております。 リサイクル率につきまして、大阪府「一般廃棄物のリサイクル率」目標では、家庭系のリサイクル量に事業系のリサイクル量を加えて算出しており、これをベースとすれば、平成21（2009）年度の大阪市のリサイクル率（事業系の紙を含んでいる場合）は18.6%となります。 今後とも、市民・事業者の皆様との連携・協働により、さらなるごみ減量・リサイクルの取組を積極的に推進し、基本計画における計画目標の早期達成を目指します。【環境局 総務部 企画課】

こと。さらに、2015年目標に向け「大阪府廃棄物処理計画」との整合性を図りながら促進すること。	
(2) 省エネ対策の推進 ①市が所有する公共施設及び道路の照明等に関する省エネ対策として、照明の「LED化」を進めること。	省エネ対策として本市施設におけるLEDの導入を促進しています。具体的には、今年度から博物館群、道路照明灯などについて導入しています。【環境局 環境施策部 環境計画課 (エネルギー政策)】 省エネ対策として本市施設におけるLEDの導入を促進しています。具体的には、今年度から生活道路照明灯について導入しています。【建設局 管理部設備課】
②節電施策の取り組みを強化するために、環境家計簿の取り組みと電力・ガスのスマートメーターの早期据え付けを関係機関と連携し導入すること。また、省エネルギー化に対する取り組みを市民全員へ周知・徹底を図ること。	大阪市では、平成14年に「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市域における温室効果ガスの排出削減に向けた各種施策を積極的に推進してきましたが、国内外の動向や市域の温室効果ガスの排出状況を踏まえ、平成23年3月、新たに「大阪市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。計画では、中期目標として2020年度までに市域の温室効果ガス総排出量を1990年度比で25%以上削減、長期目標として2050年度に向けて1990年度比で80%削減する目標を設定しました。 市域における温室効果ガスの将来排出量は、業務部門や家庭部門で増加することが予想されており、こうした部門を中心にした対策を進める必要があります。 環境家計簿の普及促進について、家庭から排出される温室効果ガスを削減するために平成14年からなにわエコライフ認定事業を実施しており、平成22年度末で22,846世帯が取り組みました。環境家計簿の取組みを推進するほか、平成23年度から家庭での消費電力量電気料金、CO₂排出量などを「見える化」する機器の貸出制度を創設し、省エネルギー、省CO₂に繋げています。平成16年には、市民、事業者、NPO、行政が協働して省エネルギーに取り組む組織として、なにわエコ会議を設立し普及啓発に努めています。 昨年3月11日に発生した東日本大震災による影響を受け、関西においても、夏期と冬期の電力不足に対応するため、市民の皆様の自主的な節電行動をお願いするとともに、本市の節電対策への協力を市政だよりやホームページを通じ広範囲に呼びかけています。 【環境局 環境施策部 環境計画課 (環境活動)】
③自然エネルギーシステムの導入に対する補助金制度を策定・強化すること。併せて、府域全体に波及する施策を大阪府と連携して推	自然エネルギーの導入に関しては、太陽光発電設備の設置に対する国の補助制度の再開にあわせて、平成21年4月に本市独自の太陽光発電補助制度を創設し、市内の住宅や事業所に太陽光発電設備を設置する際に、その設置費用の一部を補助しています。 なお、この制度は、国の補助制度と併用できることとしています。

進すること。	【環境局 環境施策部 環境計画課（環境活動）】
（３）地球温暖化一般排出ガスの削減の取り組み ①公共自動車(バス・タクシー・トラック)を中心に、すべて低公害車に切替えることを大阪府と連携し、取り組みを推進すること。	当局では、大気汚染及び地球温暖化に対する自動車排出ガス問題は、非常に重要な課題であると認識しております。 低公害車の導入につきましては、平成3年度からハイブリッドバス、平成6年度からは天然ガスバスを導入しております。さらに、平成10年度からはバリアフリーにも対応した天然ガスノンステップバス、平成18年度にはハイブリッドノンステップバスを導入しております。 また、これら低公害車のほかに、通常の車両更新においても最新の排ガス規制に適合した車両、いわゆる低公害化車両を導入することで、バス車両の低公害化を推進しているところでございます。 これらの取り組みにより、平成23年度末におけるハイブリッドノンステップバスなどの低公害車の130両を含む低公害化車両は628両（低公害化率約92％）となる予定です。 今後も、「大阪市自動車公害防止計画」（平成14年1月策定）に引き続き平成19年2月に策定された「大阪市自動車交通環境計画」に基づき、排出ガス中に含まれる窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）を低減するため、車両更新時には、ハイブリッドノンステップバスなどの低公害車や最新の排出ガス規制適合車の導入に努めてまいります。 【交通局 自動車部 整備課】 本市では、平成23年3月に策定した「大阪市環境基本計画」に基づき、運輸部門からのCO2の排出削減のため、公害パトロール車などの公用車へのEV（電気自動車）等の導入を率先して進めるとともに、充電スタンドを整備するなど次世代自動車等の普及促進を図ることとしています。（目標：2020(平成32)年度の市域の普及台数11万台） その一環として、平成22年5月に設立された「大阪エコカー協働普及サポートネット」に参画し、大阪府や国の機関、自動車業界などと連携してEVをはじめとしたエコカーの普及やインフラ整備、啓発事業など、多様なエコカーの普及に向けた取組を推進しています。 【環境局 環境管理部 環境管理課（環境規制）】
②温室効果ガス排出量削減施策では、2008年度の温室効果ガス排出量は5,299万トンで、1990年度から約8.4％の削減となっている。今後、2020年までに府域25％削減に向け、国との取り組みを連動させ、新たな大阪府環境総合計画(案)と連携し、取り組みの強化を	大阪市では、平成23年3月に策定した「大阪市地球温暖化対策推進実行計画」において、平成2年度比で中期目標として平成32年度までに25％以上削減する、長期目標として平成62年に向けて80％以上削減するという新たな目標に見直して、取組を進めています。 平成21年度の排出量は、平成2年度比で23％削減されています。 今後も、計画で定める削減目標の達成に向けて、積極的に地球温暖化対策を推進してまいります。【環境局 環境施策部 環境計画課（環境計画）】

行うこと。	
6－② まちづくり (安心・安全) 対策 (1) 総合的な交通網の施策強化 ①業種毎の事業法で運営されている交通事業の一元化と、インフラ整備も含めた総合交通システムを確立すること。特に、誰もが利用しやすく、安心して安全なインフラの整備で交通弱者をつくらないこと。	本市では、快適な都市環境との調和を図りつつ、生活の利便性、活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立をめざすという総合交通体系の考え方にに基づきながら、だれもが安全で快適に移動できるよう、公共交通を基本に据えた都市内交通の整備に取り組むものとし、公共交通については、鉄道を中心に、これをバスが補完する交通システムの形成を進めるとともに、自動車交通については都市環境との調和を十分に考慮して、その無秩序な増加を抑制しながら道路ネットワークの充実を図り、流れの円滑化に努めています。【計画調整局 計画部 交通政策課】
②交通安全、公共交通利用時のマナー向上施策として、学校及び企業などと連携して啓発活動を推進すること。	教育委員会では、学校教育指針において、幼児・児童・生徒に交通安全に関する心構えや、さまざまな交通場面における危険について理解させるとともに、安全な歩行、自転車の利用ができるなど、自ら安全に行動できる資質や能力を養うように努めるよう、各学校園に対し周知しております。 各小中学校におきましては、安全教育を教育課程の各教科、道徳、特別活動に位置付け、児童・生徒の発達段階に応じて実施しております。特に、交通安全指導につきましては、大阪府警察本部や各所轄警察署と連携して交通安全教室を実施するなど、取り組みの充実を図っております。 交通安全教室では、警察署の方の講話を聴いたり、実際の交通場面を想定した活動を取り入れたりすることにより、道路のきまりや安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用の仕方などについてのルールやマナーを理解させるよう指導の工夫を行っております。 【教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当（生活指導）】 当局では、関西の鉄道事業者15社局合同で乗車マナーなどをテーマとしたポスターを年2回作成し、地下鉄・バス車内や駅構内に掲出することによって、公共交通利用時のマナー啓発に努めております。 また、当局独自の取組みとして、地下鉄関係では小学校側の依頼に応じ、乗車マナー教室を開催し、わかりやすい内容で作成した乗車マナーに関するパンフレット等を活用するなどして、小学校低学年の児童に対して乗車マナーの啓発に努めております。 バス関係では交通マナーの向上や事故を防止する取組みとして、 ・小学生を対象とした社会見学（営業所）の受入れ ・老人憩いの家等における交通安全教室への参加 ・小学校における交通安全教室への参加

	・バス車内での乗車マナー啓発ポスターの掲示 などを行っており、地域の皆様とのつながりを大事にすることや、交通安全教室では所管警察署と連携し事故を未然に防ぐ取組みを実施しております。 さらに、区役所等で高齢者に対する啓発チラシの配布、職員による街頭での定期的なキャンペーンを実施することにより、「安全で便利で快適な輸送サービス」を目指しております。 【交通局 総務部 総務課（広報）、鉄道事業本部 運輸部 駅務課、管理課、自動車部 運輸課】 交通ルールの遵守や正しい交通マナーの向上に向けた取組みとして、大阪市・大阪府・大阪府警察本部などで構成する大阪府交通対策協議会において、毎年、大阪府民大綱を定め、「交通マナーを高めよう！」を合言葉に、自治体、関係機関・団体等との緊密な連携を図り官民一体となった取組みを推進しています。 その取組みの一環として、春や秋などの交通安全運動期間をはじめとして、区役所、警察署、「交通事故をなくす運動」区推進本部等が連携して、子どもを中心に自転車の乗り方に関する指導や自転車の安全講習等参加体験型の交通安全教室を開催したり、市民のみなさんに参加いただき、警察署などの関係機関の協力を得ながら、街頭における交通安全意識の高揚を図るための広報啓発活動を実施しています。 今後とも警察等関係機関と協力の上、交通安全に関する効果的な周知・徹底を図る啓発活動を推進してまいります。 【市民局 市民部 安全まちづくり課】
（２）交通渋滞解消の取り組み 大阪市内への車の乗り入れ削減の取り組みとして、府域全体の設置に向け商業施設や企業の施設など、企業の協力を得ながらパークアンドライドの設置拡大に向け施策を強化すること。また、近畿圏交通実態調査結果をもとに、より効果的な施策が策定できるように有識者、関係団体、労働団体が参加する協議体で議論すること。	本市では、交通渋滞の緩和に向けて、自動車利用の適正化、道路ネットワーク機能の向上、効果的な駐車対策の推進を実施し、自動車交通の円滑化を図っています。 自動車利用の適正化を図るためには、市外での広域的な取り組みも重要であることから、これまで大阪府等の関係機関と連携しながら、大阪府域でのパークアンドライド駐車場の設置などの取り組みを行っています。 今後とも、関係機関と連携し、交通に関する各種調査の結果等も活用しながら、交通渋滞解消に向けた取り組みを進めていきます。 【計画調整局計画部交通政策課】

(3) 観光サービスの充実 ①訪日外国人に対して、ショッピング及び観光に利用できるクレジットカードや各種カードの利用ができるようにインフラ整備を大阪府と連携し推進すること。	近年、大阪においても、急増する中国をはじめとした外国人観光客が来られ、ショッピングや食などを通じて、大阪観光を楽しんでいただいています。 本市においては、地下鉄、私鉄などの交通機関や集客施設、飲食・物販店などで利用できる観光券「大阪周遊パス」の販売を行っています。当パスは、英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字）で多言語化されており、幅広く、外国人観光客にご利用いただけるようになっています。 さらには、経済界や民間とも連携しながら、外国人観光客の消費拡大を図るために、大阪、神戸、京都、堺の広範囲で行うバーゲンセール「関西メガセール」を、10月と12月・1月に実施し、多くの外国人観光客に、ショッピング等を楽しんでいただいております。 今後とも、訪日外国人に対して、ショッピング及び観光を楽しんでいただけるよう、大阪府とも連携してまいります。 【ゆとりとみどり振興局観光室（観光施策担当）】
②サービス産業の拡大に向けて、外国人も含めた施策として、「観光案内所の充実、外国語表示」などハード面の充実と「通訳対応、商品の提供拡大」などソフト面の機能充実を図ること。	来阪される観光客に対して、必要な時に、必要な内容の観光情報を提供し、スムーズに移動ができ、安心して大阪のまちを楽しんでいただくため、ターミナル駅を拠点として、ビジターズインフォメーションセンター（観光案内所）を市内4箇所（新大阪、梅田、難波、天王寺）に設置し運営を行っています。 とくに、これらの拠点における外国人観光客に対するフェイス・トゥ・フェイスでの観光案内サービスにおいては、英語での対応を実現しており、中国語・韓国語については三者間通訳電話（トリオフオン）による対応を行っています。 また、平成21年度には、難波で、南海電気鉄道㈱の鉄道案内所と、平成23年度には、梅田で、西日本旅客鉄道㈱の鉄道案内所と併設し、観光客へ提供するサービスのワンストップ化を図りました。 さらに、海外からの個人旅行者の増加に伴い、これら4箇所の観光案内所を補完し、観光案内の面的な広がりを実現するため、平成21年度から民間事業者等と連携して、まちなか観光案内所「OSAKA?たびナビ」を設置しています（市内106箇所）。 外国語表示については、観光案内表示板を整備するにあたり、「大阪市案内表示ガイドライン（平成9年度）」「大阪市観光案内表示マニュアル（平成10年度）」に基づき、多言語化を図っております。 【ゆとりとみどり振興局観光室（観光施策担当）】
6－③ 災害対策 (1) 災害対策 東日本大震災で被災された地域では、「地域防災対策・防災マニュアル」など	現在、国において東日本大震災を踏まえた地震規模等の見直しを行っておりますが、本市の地域防災計画の修正に必要な地震・津波による被害想定の見直しは、国の検討結果を踏まえる必要があります。国の検討結果が示され次第、大阪府等の関係先と連携して速やかに地震・津波による被害想定を検討した上で、大阪市地域防災計画の見直しに着手してまいります。【危機管理室危機管理課】

策定し、地域住民に対して情報発信など啓発活動を実施していた。しかしながら、災害規模が想定を超えたことから大災害となった。大阪府においても「地域防災計画」「大阪府地震防災アクションプラン」を策定しているが、基準の見直しと最小限の災害レベルに抑えるリスク回避策を市町村として再構築すること。	
(2) 地域コミュニティの強化 災害発生から復旧・復興に向けて、住民同士の連携が不可欠であることから、地域コミュニティの構築と連携強化に取り組むこと。さらに、地域コミュニティの中心となるのが「自治会」であるため、「自治会」が主体的に活動できるように大阪府と市町村が連携し、予算化も含めて施策を講ずること。※自治会とは、地域振興会組織を含む。	住民が協力・連携して災害から「自分たちのまちは自分たちで守る」ために活動することを目的に、連合振興町会などを中心として組織された自主防災組織があり、日頃から、地域の安全点検や防災訓練など、災害に備えた様々な取組みを実践するとともに、災害時には被害を最小限に食い止めるための活動を行っています。 また、復旧・復興期には、自主防災組織が中心となり住民が力をあわせて自分たちのまちの再生に向けた様々な取組みを行うこととしています。 これまでも、地域が行うワークショップや避難所開設訓練などの防災活動の支援を区役所と連携しておこなっており、今後もこうした取組みを通じて、地域防災力向上に向けた自主防災組織への活動支援や連携強化を図っていきます。【危機管理室危機管理課】 これまで地域振興会については、地域のセーフティネットの基礎となるコミュニティづくりや安全・安心のまちづくり活動の中心的な役割を担ってきており、今後とも、地域コミュニティの構築や連携強化については各区長が中心となって地域の特性に応じた事業展開に取り組むこととしています。また、これまで地域振興会のコミュニティづくりや安全・安心なまちづくり活動への支援策として実施してきた大阪市地域振興交付金につきましては、市政改革プロジェクトチーム並びに区長会議等において、そのあり方について検討が行われることとなっています。 【市民局 市民部 区政課（地域振興グループ）】
(3) 緊急情報提供 緊急時の情報弱者に対する情報提供のあり方について、すべての人が情報を受け取れる仕組みを構築する	大阪市では、高齢者や障害者などで災害発生時にひとりで避難が困難な人々、要援護者の支援策にかかる基本的な考え方として、要援護者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市災害時要援護者避難支援計画」を平成21年に策定しました。 この計画において、要援護者の方が情報から孤立しないよう、テレビ、ラジオ、インターネット、同報無線、掲示板等、要援護者の状況に応じ

こと。(健常者以外の方に対する情報提供のあり方)	た多様な情報提供手段を活用し、情報提供を図ることとしています。 また、在宅の要援護者に向けては、自主防災組織の協力を得て必要に応じ訪問するなど確実に情報が伝達されるような対応に努めることとしております。 今後も、「大阪市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、要援護者の方への多様な情報提供手段の活用など、具体的取組みを進めてまいります。 【危機管理室危機管理課】
6－④ 犯罪・安心・安全対策 (1) 街頭犯罪の撲滅に向けて ①防犯カメラの設置台数は増加しており、一定の犯罪抑止対策になっていることから、現在も街頭犯罪が多発している地域に対して重点的に設置を進めること。	本市では、ひたくりをはじめとする街頭犯罪のさらなる減少に向けて、“誰もが安全で安心して暮らせるまち”となるよう、行政、警察、市民、事業者が一体となって、地域でさまざまな防犯活動に取り組んでいます。 防犯カメラについては、犯罪が多発している地域に設置することで、犯罪発生を抑止や犯罪捜査に効果を発揮しています。 本市では平成21年度から防犯カメラの設置補助制度を創設するなど、平成22年度までの2年間で約7,200台を設置し、平成23年度には、区役所、地域、所轄警察署が連携して犯罪発生状況を分析し、犯罪が多発している駅周辺等に、約850台の設置を目標に取り組んでいます。 平成24年度については、現行の街頭犯罪に加え、強制わいせつ事件等、子どもが被害者となる性犯罪被害が多発傾向にあり、被害防止のため通学路の安全確保を目的として有効な対策の必要性も懸念されていることから、効果的な事業の検討を行ってまいります。 【市民局 市民部 安全まちづくり課】
②防犯活動の取り組みについては、「地域安全センター」を拠点に進められ、特に活発に活動している地域では、犯罪抑止につながっていることから、市域全体に活動が浸透するよう取り組みの強化を図ること。また、地域安全センターが設置されていない地域については、早期に設置すること。	学校園の安全確保につきましては、各校園に防犯警備機器の整備を進めるとともに、平成17(2005)年6月から、さらなる安全確保を図るために警察官OB等による「子どもの安全指導員」を配置し、平成19(2007)年度には、52名すべてを防犯に対して専門性の高い警察官OBで構成し、体制強化を図るとともに市内の幼稚園・小学校および特別支援学校の巡回、自主警備、安全指導を実施しております。 また、各校園に対して、子どもの安全指導員や地域見守り隊、区役所の地域安全対策職員(安全パトロール隊)等との連携を一層強化し、不審者等にかかわる情報交換を行い、地域全体で子どもを見守る体制の充実を図るよう指示しております。 さらに、低学年の児童が犯罪の被害者になりやすいことから、各校園で所轄警察署等と連携し、より具体的な状況や場面を想定した防犯訓練等を実施するとともに、「通学路安全マップ」等を作成するなど、万が一の場合に対応するための指導の徹底を図っております。 本市におきましては、平成21年度より試行的に、市内48小学校で「地域安全ステーション」を設置し、小学校と見守り活動団体とが定期的に情報交換を行い、地域ぐるみの安全体制の一層の充実に努めております。

	今後、教育委員会が実施している施策と、地域の取組みの連携・協力をさらに進めるとともに、関係局・関係機関との連携・協力体制が確実なものとして構築されるよう働きかけるなど、子どもの安全確保、被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。 【教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当（生活指導）】
（１）インターネットや携帯電話などを通じて、様々な個人情報が入手でき、さらに情報発信が可能であることから、各ハラスメント・人権侵害・障がい者差別などが深刻化している。これらに対して、市が策定している「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を基本に、人権問題に関する取り組みの強化と啓発活動を強力に推進すること。	本市では、すべての市民の人権を尊重し、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる大阪をめざし、市民の参画と協働のもと人権行政を着実に推進するため、平成21年2月に「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しました。人権ナビゲーションでは、人権教育・啓発を「人権が尊重されるまち」へ導く大きな原動力「エンジン」、人権相談・救済を人権が侵害されたときの備えである「エアバッグ」と位置づけています。 平成22年10月には、多様な人権問題に対応できる人権啓発と人権相談の総合的な拠点施設として、大阪市人権啓発・相談センターを開設し、市民と協働して地域に根ざした実効性のある啓発事業を実施するとともに、専門相談員による人権相談窓口を開設し、人権侵害の救済に向けた効果的な支援を行っています。 今後とも、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の趣旨を踏まえ、効果的・効率的に啓発・相談事業を推進してまいります。 【市民局 企画調整課、人権啓発・相談センター】
（２）「国際平和都市・大阪」宣言に基づき、「大阪国際平和センター」の役割を重視し、府民だけではなく、世界に発信できる平和の情報発信基地として周知・啓発・広報活動を強化すること。	大阪国際平和センター（ピースおおさか）は、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えるとともに、大阪が世界に貢献する“平和の首都”のシンボリック施設として、大阪府と大阪市の共同により平成3年9月17日に開館されたものです。以来、常設展示をはじめ、各種企画展示の充実、平和祈念事業の実施などの事業展開を行っています。 さらに、戦争と平和に関する全国の博物館で構成する日本平和博物館会議に加盟することで、幅広く国内を網羅した平和に関する事業に積極的に参画してきています。また、平成14年度から2か年事業で「大阪空襲死没者名簿」の編さんを行うとともに、戦後60周年の節目にあたる平成17年には、この名簿を保存し、大阪空襲による死没者を追悼し恒久平和を祈念する「場」とモニュメントを、府民・市民をはじめ、ひろく一般の方々からの募金により整備し、平和意識の醸成に努めています。 本市は今後とも同センターに対し、引き続き、戦争と平和に関する情報・資料の収集・保存・展示等の充実を図るとともに、平和に関する調査研究・学習・普及を進め、平和の発信基地としての役割が果たせるよう、働きかけていきます。 また本市としても、ホームページや市政だよりなどの本市の様々な広報媒体を活用して展示や企画事業の紹介を行うなど、今後も積極的に「ピースおおさか」の取組みについて広く周知していきます。 【教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当】

7. 大阪市地域協議会 独自要請内容（5項目） （1）大阪における雇用情勢が引き続き厳しい状況を踏まえ、2012年度に期限を迎える雇用創出関係基金の延長に向けて、大阪雇用対策会議等を通じて国への働きかけを強化すること。また、現在、実験的事業として実施されているパーソナル・サポート・サービス（第2次分）について、安定的事業化に向けて国への働きかけを行うこと。	本市では、平成21年度から、国において創設された「ふるさと雇用再生基金事業」及び「緊急雇用創出基金事業」や平成22年度に新たに創設された「重点分野雇用創造事業」を活用して雇用創出をおこなっているところ。 平成24年度は、国の3次補正において重点分野雇用創造事業として「震災等緊急雇用対応事業」が実施されることになりましたが、大阪市内においても、地域の実情に応じた事業を実施できるよう大阪府に申請し、基金を活用した事業を実施してまいります。 また、雇用失業情勢が引き続き厳しい状況を踏まえ、大阪府を通じ国に働きかけるなど基金の継続を要望してまいります。 さらに、国において、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立を希望しながら、自分の抱える問題を正確に認識できず、自分の力のみでは必要な支援にたどり着くことが困難な者に対して、個別的、継続的、制度横断的に支えるコーディネートを行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化を目指し、モデル的な取組を行う「パーソナル・サポート・モデル・プロジェクト事業」を実施しています。 本市では、複合的に問題を抱えているホームレス等に対して、パーソナル・サポーターによる、継続的な支援を行い、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止することを目指し、国からこのモデル事業の指定を受け、平成23年度から実施しています。 「パーソナル・サポート」の制度化に向けて事業全体としての評価に資するよう、モデル・プロジェクトにおける支援の質の向上と評価、パーソナル・サポート・サービスの制度設計に向けた基礎資料の収集を目的とした記入シートを国に提出しています。 【市民局雇用・勤労施策課、健康福祉局地域福祉課（ホームレス自立支援）】
（2）ホームレス数は全国的に減少傾向にあるとはいえ、ネットカフェ難民などの潜在的数値は増加の傾向にある状況を踏まえ、当面、2012年8月に期限切れを迎える「ホームレス自立支援法」の延長に向けて、国への働きかけを行うこと。	ホームレス数はこれまでの施策の効果もあり減少しているものの、未だホームレス状態にある方が多数おられ、法期限後においてもホームレス自立支援施策の継続と、施策に対する財政措置を国に対して要望しています。 現在、国から法失効後の方向は示されていませんが、引き続きホームレス自立支援施策を進めるため、本市も参画しているホームレス問題を抱える都市や都府県で構成する「全国自治体ホームレス対策連絡協議会」において、実効性のある新たな法的措置を講ずるよう、国に対して要望を行っています。【健康福祉局 生活福祉部 地域福祉課（ホームレス自立支援グループ）】
（3）大阪市内の主要幹線道路における自転車走行に	本市では、昭和40年代後半に自転車利用が急激に増加し、交通事故が多発したことから、昭和48年より通勤や通学目的の自転車利用が多い市内

ついて、自転車の利用者が増加している状況に鑑み、通勤・通学時等の歩行者の安全確保に向けた実効ある対策を講じること。また、放置自転車の対策について強化すること。	周辺部の幹線道路を中心に、自転車道や自転車歩行者道などの自転車走行環境の整備に取り組んできました。 今後は、従来から実施している市内周辺部の整備に加えて、近年の自転車利用の多様化により自転車利用が増加していることから、市内中心部においても、交通管理者である警察などと十分な調整を図りつつ、自転車走行環境の整備に取り組んでまいります。 また、放置自転車対策につきましては、自転車駐車場の整備、自転車放置禁止区域の指定による放置自転車の撤去、自転車駐車場の有料化、啓発などの対策を進めてきており、今後とも、各区長の意向を踏まえつつ、地区に応じた対策に取り組んでまいります。 【建設局管理部自転車対策課】 歩行者の安全確保に向けた対策として、自転車利用者の交通安全に係る法令、マナーの遵守、交通安全意識の高揚を図るため、きめ細やかな啓発が必要と考えております。 自転車は法的には車やバイクと同様に「車両」と規定されており、原則として車道の左側を走行しなければなりません。「通行可」の標識等がある歩道では自転車を利用できますが、その場合でも歩行者の通行を妨げない徐行が義務付けられており、違反すると道路交通法の罰則が適用されます。 自転車を運転していて交通事故を起こし、相手方に怪我を負わせるなどすれば、刑事責任や民事責任といった社会的責任を問われることから、本市では、市民が自転車事故の被害者にも加害者にもならないよう、啓発冊子「ご存知ですか？自転車のルール～自転車は「軽車両」車の仲間です～」を作成・配布し、自転車の交通ルールの周知や利用マナー向上の啓発に努めています。 自転車の利用者のマナー向上については、自転車利用者一人ひとりの意識改革が必要であることから、今後とも、大阪府、大阪府警察をはじめとする関係機関等と連携し、街頭指導キャンペーンや、交通安全教室等を実施するなど効果的な啓発に努めてまいります。 【市民局 市民部 安全まちづくり課】
（４）生活保護行政の改革に向けて、大阪市においてはプロジェクトチームを設置して検討と対策に努力されているところであるが、とりわけ、不正受給対策の進捗状況について明らかにすること。また、生活保護世帯における若年層などへ	本市では、平成22年11月に「適正化推進チーム」を設置し、悪質な不正受給や貧困ビジネスに対し、通常のケースワーク業務では対応が困難なケースについて、各実施機関と連携して重点的な調査を行い、刑事告訴等法的手段も積極的に講じており、また、大阪府警察本部の協力を得て逮捕に至るケースも増えており、事案ごとに本市のホームページなどで公表することにより「不正には厳正に対応する」との意思表示を行っています。（適正化推進チーム設置以降、平成23年11月4日現在：告訴等件数35件、逮捕件数29件）（※①） しかしながら、不正受給に対する市民の目線は依然厳しく、生活保護

の就労支援対策を強化すること。	制度に対する市民の信頼も大きく揺らいでいると考えています。 真に生活の困窮する方へ適切に保護を実施するためにも、制度を悪用する行為を排除し、不正受給等に対して徹底した対策を講ずることにより、制度に対する市民の信頼を回復する必要があると考えています。 そのためには、各区における調査能力を一層高めることが必要であり、平成24年度から全24区に適正化に関する体制を構築し、不正受給に対する調査力の強化に向けて取り組む予定です。（※②） なお、平成23年11月から浪速区と西成区において先行実施を行っているところです。 就労支援対策については、本市では、稼働年齢にあり稼働能力を有する被保護者で希望する方に「履歴書の書き方や面接技法についてのアドバイス」「対象者に応じた求人案件の開拓と紹介」「ハローワークなどに同行しての求職活動支援」などの就労支援を積極的に実施しているところです。また、未就業の若者の就職を支援するジョブアタック事業において、生活保護受給者等の優先枠を設け、若年層の就労機会の確保に努めております。今後とも、より効果的な支援手法を模索しつつ、対象者に応じたきめ細やかな支援を実施し、若年層をはじめとした稼働年齢にあり稼働能力を有する被保護者への就労支援対策を推進してまいります。【健康福祉局 生活福祉部 保護課】 【参考】不正受給対策の状況を掲載している本市ホームページ ① http://www.city.osaka.lg.jp/kenkofukushi/page/0000087332.html ② http://www.city.osaka.lg.jp/kenkofukushi/page/0000087492.html#8
（５）ショッピングセンター等頻繁に人の往来があるところへの投票所設置など、大阪市としての投票率アップに向けた考え方について明らかにすること。	投票率の向上については、当局として特に投票率が低調な若年層を重点的に日頃から啓発事業を通じ取り組んでいるところです。 選挙時の投票所及び期日前投票所の設置については、総務省の見解では、ご指摘のとおりショッピングセンター等頻繁に人の往来のあるところへの設置について可能とされています。ただしその前提として、「投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合」という条件が付され、十分な検討が必要であると考えています。 現行法上、当日投票については、設置された投票所において当該投票区の有権者のみの投票となります。また、期日前投票については、区ごとの投票所の設置となり、当該区の有権者のみの投票となります。期日前投票の場合は、複数の区の期日前投票所をひとつの場所に区ごとに設置することは可能ですが、そのためには、個々完全に独立した場所が必要となり、またシステムのLANの敷設も不可欠であるため、財源や従事者、相当の面積を有する場所の確保が課題となります。 特に大阪市のよう都市圏においては、必ずしも大型ショッピングセ

	ンターや主要駅に集う方が当該ショッピングセンター等に設置された投票所の有権者であるとは限らない場合が多いと思われます。複数の区の期日前投票所を設置したとしても、それ以外の区の有権者、また大阪市以外の有権者も多くおられるため、誘導も困難を極め案内誤りの可能性も否定できません。 これらの点も踏まえながらも選挙人の利便性の向上のため、面積、有権者数の大きな区においては、区役所以外の複数個所にも期日前投票所を設置しており、具体的には現在、住之江区においてはショッピングセンターに隣接した南港ポートタウンサービスコーナー、また平野区においてはコミュニティプラザ平野等に設置をしています。 今後も投票の秘密や選挙の公正を確保することを前提に十分な検討を重ねながら、投票率及び選挙人の利便の向上に向け努力してまいります。 【選挙管理委員会事務局 選挙課】
--	---